

構造改革特別区域計画

(下線部分が変更箇所)

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県

2. 構造改革特別区域の名称

津軽・生命科学活用食料特区

3. 構造改革特別区域の範囲

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鱒ヶ沢町、深浦町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村、板柳町、中里町及び鶴田町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

- (1) 当該区域は、広大で肥沃な農地を有し、夏季冷涼な気象を生かして安全な農産物を生産できるなど農業生産に恵まれた環境に位置しており、特にりんごについては、世界でも有数の一大産地を形成している。また、りんごをはじめとする多様な農産物を利用した食品製造業等の企業も数多く立地しており、農業及び食品関連産業が当該地域経済の中核的地位を占めている。
- (2) さらに、当該区域には、りんご、米、野菜、植物育種、農産加工等の分野を専門とする県の試験研究機関のほか、農学生命科学部等を有する国立の弘前大学が所在し、最先端の生命科学技術に関する研究が行われているところであり、産学官の連携による研究交流の促進を図ることが可能な条件が整っている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 当該区域の農業をめぐるのは、近年、担い手の高齢化、就農者の減少、農産物の輸入増加や価格低迷による生産の減退等から、遊休農地や今後遊休化するおそれが高い農地、利用状態が粗放な農地等が増加しているところであり、現在制度的に認められている農業の担い手（農業者又は農業生産法人）や農地の利用方法（市民農園としての利用制限）を前提とした取組みだけでは、今後も農地が効率的に活用されないおそれがある。
- (2) また、当該区域内の食品関連産業については、消費者の健康志向の高まり等を踏まえ、地元で穫れたりんご等の農産物を利用して機能性食品等の開発に取り組む動きもみられるが、研究施設の整備に要するコスト等の問題から取組みは低調な水準にとどまっている。
- (3) 一方、当該区域の食品製造業者や農業者等民間事業者の中には、津軽地域の農業生産に恵まれた環境や生命科学技術力の集積といった特性を生かして、第2次・第3次産業と第1次産業（農業生産）の組み合わせ、食品関連産業の高付加価値化など新たな事業の展開を志向するニーズがみられるところである。
- (4) このため、6のとおり、農業や研究分野における所要の規制緩和と関連事業を総

合的に推進することにより、民間活力を最大限に引き出し、地域経済の活性化を図ることが適当である。本計画は、単に遊休農地等の解消を目的とするものではなく、食品製造業等の企業の立地や国立弘前大学における生命科学技術研究の実施といった地域特性を最大限に生かして、アグリビジネスの展開等を推進し、地域経済の活性化につなげることをねらいとするものであり、独自性・独創性を備えた構想であるとする。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 特区内の遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地等について、地域農業の担い手となり得る認定農業者や生産組織への利用集積等を進めることにより、生産性の高い農業構造への再編を図ることを基本とする。しかしながら、農業内部での対応が困難な場合もあることから、民間事業者や第3セクター等多様な法人の農業参入を可能とすることにより、民間活力をもって農地の保全・有効利用を図るとともに、これら民間事業者等の有するノウハウを生かしたアグリビジネス（食品製造・販売業者が原料となる農産物の生産段階まで事業化する等）の展開を推進する。

また、アグリビジネスの展開に関連して、食品製造業者等が特区内の農産物を利用した新製品や新技術の開発等に取り組みやすくなるよう、企業・県の試験研究機関等からなる研究会を設置し、関係者の協力・連携体制を整備するとともに、国立弘前大学の試験研究施設の使用に関わる規制の緩和と県の試験研究機関における施設の無償使用等を実施し、産学官の連携による研究交流を促進する。

- (2) さらに、健康づくりや子供の情操かん養のために農的暮らしを求めるニーズが高まっていることを踏まえ、遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地等について、地方公共団体や農協だけでなく農業者等による市民農園の開設を可能とすることや、農地の権利取得後の最低経営規模面積要件を引き下げて新規就農者等の受入促進を図ることにより、民間活力等をもって農地の保全・有効利用を図るとともに、都市住民等に対するやすらぎの機会の提供、農村地域の活性化を図る。

また、市民農園利用者が農村に滞在することにより都市農村交流の一層の拡大を図るため、受入農家等の育成研修や地域のネットワークづくりなどグリーンツーリズムの推進体制を整備するほか、全国的に予定されている農家民宿の開設やサービス提供に関わる規制の緩和を活用して農家民宿の開業を促進する。

- (3) これらの取組みは、農業及び食品関連産業が地域経済の中核的地位を占める一方、遊休農地の増加等の問題を抱える本地域において、地域の特性や可能性をフルに生かしながらアグリビジネスの推進や都市農村交流の拡大を図り、地域経済の活性化につなげようとするものである。遊休農地の増加等の問題は全国的にも見受けられるところであり、本地域での取組みが所期の成果を得ることで、県内他地域はもとより、全国的な構造改革への波及が期待される。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、6のとおり、農地の保全・有効利用が図られるとともに、新製品や新技術の開発等によるアグリビジネスの推進、都市農村交流の拡大等の効果が

期待される。これらを全て定量的に表すことは困難であるが、主な指標について以下の効果が見込まれる。（詳細は別添1のとおり）

遊休農地等の減少	4 1 0 . 2 6 ha (平成 18 年度末まで)
農業生産額の増加	6 2 4 , 1 2 7 千円 (平成 18 年度)
食品製造業者等の研究コストの低減	5 8 , 4 4 5 千円 / 年
市民農園利用者数の増加	4 , 4 5 0 人 (平成 18 年度)
産学官連携によるベンチャー企業創業の見込み数	5 社程度 (平成 18 年度末まで)

8 . 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業 (7 0 4)

国の試験研究施設の使用の容易化事業 (7 0 5)

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 (8 1 3、 8 1 5)

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業 (1 0 0 1)

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業 (1 0 0 2)

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業 (1 0 0 6)

9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特区においては、8の特定事業に関連して、以下の事業を関連事業として実施する。

- (1) 遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地等について、県単補助事業（農業構造確立支援事業）等により、地域農業のビジョンづくりと担い手の明確化を行い、地域農業の担い手となり得る認定農業者や生産組織への利用集積等を進め（農地の売買・貸借、機械のリース等の支援）、生産性の高い農業構造への再編を図るとともに、8 及び8 の特定事業を実施する。
- (2) 産学官連携による新製品や新技術の開発等を促進するため、8 の特定事業を実施するとともに、県の試験研究機関においても食品製造業者等に対して、原料・食品の分析、鑑定のための施設の無償使用等に努める。また、これらの実効を高めるため、県単事業（農林水産業クラスター創出推進事業）等により、企業・県の試験研究機関等からなる研究会を設置し、関係者の協力・連携体制を整備する。
- (3) 都市農村交流の促進を図るため、8 及び8 の特定事業を実施するとともに、県単補助事業（グリーンツーリズムの里推進事業）等により、受入農家等の育成研修や地域のネットワークづくりなどグリーンツーリズムの推進体制を整備するほか、全国的に予定されている農家民宿の開設やサービス提供に関わる規制の緩和（農家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃、農家民宿が宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅業法上の解釈の明確化）等を活用して農家民宿の開業を促進する。

経済的社会的効果の試算

遊休農地等の減少

平成 18 年度末までの減少面積

$$334\text{ha} + 44.7\text{ha} + 27.36\text{ha} + 4.2\text{ha} = 410.26\text{ha}$$

- () 農業構造確立支援事業(県単補助事業)による集積予定面積: 334ha
 - ・ 15年度の集積予定面積(事業計画): 86ha
 - ・ 15年度から平成18年度までの予定面積: $86\text{ha} \times 4\text{年} = 334\text{ha}$
- () 現時点で特定している農業参入法人の経営予定面積の合計: 44.7ha
- () 現時点で特定している市民農園の開設予定面積の合計: 27.36ha
- () 下限面積要件の弾力化による農地の利用予定面積の合計: 4.2ha
 - ・ 現時点で特定している16年度の利用予定面積: 1.4ha
 - ・ 16年度から18年度までの予定面積: $1.4\text{ha} \times 3\text{年} = 4.2\text{ha}$

農業生産額の増加

平成 18 年度における増加額

$$(334\text{ha} + 44.7\text{ha} + 4.2\text{ha}) \times 1,630\text{千円} = 624,127\text{千円}$$

- () 農業構造確立支援事業(県単補助事業)による集積予定面積: 334ha
- () 現時点で特定している農業参入法人の経営予定面積の合計: 44.7ha
- () 下限面積要件の弾力化による農地の利用予定面積の合計: 4.2ha
- () 1ha 当たり農業生産額: $(70/0.43) \times 10 = 1,630\text{千円}$
 - ・ 10a 当たり生産農業所得: 70 千円(平成12年生産農業所得統計)
 - ・ 所得率: $11,381\text{千円(生産農業所得)} / 26,477\text{千円(農業粗生産額)} = 0.43(\text{同上})$

食品製造業者等の研究コストの低減

1年当たりのコスト低減額

$$(12,092\text{千円} - 1,065\text{千円}) \times 5\text{件} = 55,135\text{千円}$$

- () 食品製造業者が食品の機能性成分等の分析に必要な機器を自前で整備した場合の年間減価償却費(既存の建物を使用): 12,092 千円

機器の種類	使用目的	価格 (千円)	耐用 年数	年間減価償却額 (千円)	摘要
原子吸光光度計	無機成分分析	12,250	7	1,575	価格は、青森県農 林総合研究センター の備品整備予定価格 を引用。
高速液体クロマトグラフィ	有機成分分析	13,800	7	1,774	
安定同位体比質量分析計	質量分析	68,000	7	8,743	
計		94,050		12,092	

- () 通常の施設使用料：142 千円(a) + 1,988 千円(b) = 2,130 千円
- ・食品製造業者等が食品の機能性成分等の分析のために、従来弘前大学と共同研究を行った場合の平均日数及び施設面積：年間 60 日、50 m²
 - ・建物使用料(a)：50 m² × 5.64 円（弘前大学の基準単価） × 8 時間 × 60 日 × 1.05
142 千円
 - ・機器使用料(b)：12,092 千円() × 60 日 / 365 日 1,988 千円
現在弘前大学に使用料規定がないため、年間減価償却費を基礎に算出
- () 廉価使用の場合の使用料：() × 1/2 = 2,130 千円 × 1/2 1,065 千円
- () 現時点で特定している試験研究施設の廉価使用企業数：5 社

市民農園利用者数の増加

平成 18 年度における増加人数

273,600 m² × 0.7 ÷ 43 m² 4,450 人

- () 現時点で特定している市民農園の開設予定面積の合計：273,600 m²
- () 開設面積に対する農園面積の割合：0.7(青森県内の市民農園の開設状況調査結果)
- () 市民農園 1 区画の平均面積：43 m² (同上)

別紙（特定事業番号：704）

1．特定事業の名称

国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（704）

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・特区内に所在する食品製造業者、食品分析機械器具製造業者
- ・国立弘前大学

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年6月1日（構造改革特別区域計画の認定が平成15年6月1日以後となる場合は、当該認定の日）

4．特定事業の内容

（1）事業が行われる区域

弘前市

（2）事業に関与する主体、事業により実現される行為等

食品製造業者等は、文部科学大臣（弘前大学学長）の許可を受けて、同大学の試験研究施設を使用して特区内の農産物を利用した新製品や新技術の開発等を行う。

文部科学大臣（弘前大学学長）は、その旨を財務大臣に通知する。

5．当該規制の特例措置の内容

特区内の食品関連産業をめぐっては、消費者の健康志向の高まり等を踏まえ、地元で穫れたりんご等の農産物を利用して機能性食品等の開発に取り組む動きもみられるが、研究施設の整備に要するコスト等の問題から取組みは低調な水準にとどまっている。このため、食品製造業者等が新製品や新技術の開発等に取り組みやすくなるよう、国立弘前大学の試験研究施設の使用手続きを迅速化することにより、産学官の連携による研究交流を促進する。

別紙（特定事業番号：705）

1．特定事業の名称

国の試験研究施設の使用の容易化事業（705）

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・特区内に所在する食品製造業者、食品分析機械器具製造業者
- ・国立弘前大学

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年6月1日（構造改革特別区域計画の認定が平成15年6月1日以後となる場合は、当該認定の日）

4．特定事業の内容

（1）事業が行われる区域

弘前市

（2）事業に関与する主体、事業により実現される行為等

食品製造業者等は、文部科学大臣（弘前大学学長）の許可を受けて、同大学の試験研究施設を使用して特区内の農産物を利用した新製品や新技術の開発等を行う。

文部科学大臣（弘前大学学長）は、その旨を財務大臣に通知する。

5．当該規制の特例措置の内容

特区内の食品関連産業をめぐっては、消費者の健康志向の高まり等を踏まえ、地元で穫れたりんご等の農産物を利用して機能性食品等の開発に取り組む動きもみられるが、研究施設の整備に要するコスト等の問題から取組みは低調な水準にとどまっている。このため、食品製造業者等が新製品や新技術の開発等に取り組みやすくなるよう、国立弘前大学の試験研究施設の使用を容易化することにより、産学官の連携による研究交流を促進する。

別紙（特定事業番号：813、815）

1．特定事業の名称

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（813、815）

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・特区内に所在する食品製造業者、食品分析機械器具製造業者
- ・国立弘前大学

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年6月1日（構造改革特別区域計画の認定が平成15年6月1日以後となる場合は、当該認定の日）

4．特定事業の内容

（1）事業が行われる区域

弘前市

（2）事業に関与する主体、事業により実現される行為等

食品製造業者等は、文部科学大臣（弘前大学学長）の許可を受けて、同大学の試験研究施設を使用して特区内の農産物を利用した新製品や新技術の開発等を行う。

文部科学大臣（弘前大学学長）は、その旨を財務大臣に通知する。

弘前大学学長は、当該食品製造業者等に対し、研究成果の報告を条件に当該施設を廉価に使用させる。

5．当該規制の特例措置の内容

（1）特区内の食品関連産業をめぐっては、消費者の健康志向の高まり等を踏まえ、地元で穫れたりんご等の農産物を利用して機能性食品等の開発に取り組む動きもみられるが、研究施設の整備に要するコスト等の問題から取組みは低調な水準にとどまっている。

（2）こうした中、

弘前市に所在する国立弘前大学では、別添2のとおり、これまで区域内の企業や公的機関等と生命科学技術に関する共同研究・受託研究を相当数行っているところであり（未成熟りんごから抗酸化作用・抗アレルギー作用に効果のあるポリフェノールを抽出する技術の開発等）、「中核となる国の機関が所在し」「特定分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績が相当程度ある」と認められる。

また、同大学では、農産物の機能性成分の解明等「基礎研究」を重点的に行っているが、食品製造業者等が大学の施設を使用して新製品の開発等「応用研究」に取り組む途を拡大することは、企業にとって有益であるとともに、大学にとっても企業から研究成果の報告を受けることで、製品化過程での問題点等が把握で

き、基礎研究の深化につながることから、「交流の一層の促進を図ることが生命科学技術に関する研究の効率的推進に相当程度寄与する」と認められる。

弘前大学と新たに研究交流を行うことになるのは、当面3企業（「主体の特定の状況」の印）の見込みであるが、当該区域は、食品製造業者等にとって、製品の原料となる多様で豊富な農産物が生産されているのでその調達が容易であること、平成13年12月から地域振興整備公団による「弘前オフィス・アルカディア」の用地分譲が開始され、研究施設整備に有利な環境が整っていること等から、規制緩和によって「生命科学技術に関する研究と関連する研究を行う企業等の施設が相当程度集積する」と見込まれる。

- (3)このため、食品製造業者等が新製品や新技術の開発等に取り組みやすくなるよう、国立弘前大学の試験研究施設の廉価使用を拡大することにより、産学官の連携による研究交流を促進する。

(別添2)

弘前大学における生命科学技術分野の研究交流状況(13年度)

(1) 共同研究

企業等名	研究課題	摘要
あすなる理研株式会社	高いエチレン分解能を有する人工土壌を用いた青果物鮮度保持剤の製品化のための特許申請	
伊藤技術士事務所	米糠の有効利用に関する研究	
株式会社エスアールエル	雪を冷媒源とした雪室での食品素材保存中の食品劣化防止策の開発	
かねさ株式会社	紫黒米由来ガン細胞増殖抑制因子についての研究	
かねさ株式会社	大豆胚軸からの糖代謝是正物質の分離	
カネショウ株式会社	カボチャに含まれるアンジオテンシン変換酵素阻害物質の精製	
ケイ・エイム・ナチュラル株式会社	真空凍結乾燥法による開発商品の成分分析	(りんご)
ケイ・エイム・ナチュラル株式会社	真空凍結乾燥による商品開発及び成分分析	(りんご)
有限会社スナダ種苗農材	花壇用花卉栽培における活性微生物肥料の効果	
太子食品工業株式会社	「TSS納豆」の有効量及び安全性確認の仮試験	
財団法人田子町にんにく国際交流協会	がまずみの生体内抗酸化強化及び脂質代謝調節機能の解明	
株式会社長慶	蔬菜へのホタテ殻粉末施用効果に関する研究	
東北化学薬品株式会社	植物細胞壁多糖由来オリゴ糖の構造解析	(ナス可食部のオリゴ等の構造解析)
東北化学薬品株式会社	青森県産農林水産未利用資源の利活用	(りんご、種もみの抗菌効果)
東和電機工業株式会社	りんごの糖度に関する研究	
中村ソフトプラント株式会社	りんご表面への文字、模様付け方法	
萩原乳業株式会社	乳清蛋白質が有する生体調節機能の追究	

は機能性成分等の分析

(2) 受託研究

企業等名	研究課題	摘要
青森県	青森県産農産物の内部品質の優位性検証	(りんご、ながいも、にんにく、枝豆、ぶどうほか)
青森県	カボチャに含まれるアンジオテンシン変換酵素阻害物質の精製およびその阻害物質による生活習慣病の予防効果	
青森県	りんご有用遺伝子の解明	
青森県	りんご果実形質に関するDNAマーカー設定のための基礎的研究	
青森県	弱毒ウイルスの遺伝子解析と診断法の確立	
青森県	青い花の色素合成に関する酵素の種類と働き	
青森県	未熟大豆と成熟大豆における生理活性物質に関する研究	
青森県	りんごプロシアニジンの機能性解明と化成品素材化に関する研究	
青森県	りんご搾汁残渣炭水化物からのアルコール生産と水産加工への利用及びメタン発酵による廃液処理	
青森県	りんご搾汁残渣を利用したウッドセラミックスとその有効利用	
青森県	低温貯蔵技術利用による漬物の品質改善と加工技術改善の研究	
青森県	りんごポリフェノール摂取による健康増進及び老化防止作用の解明とりんごポリフェノール成分の分離濃縮効率化に関する研究	
青森県	りんご剪定技術指導方法の研究	
財団法人21あおもり産業総合支援センター	エチレン分解能の高い人工土壌の開発と、その青果物鮮度保持への利用に関する研究	
田子町	にんにく中のダイオキシンの測定方法の確立	

は機能性成分等の分析

別紙（特定事業番号：1001）

1．特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（1001）

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・特区のうち青森市、弘前市、黒石市、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の農業振興地域内の農地で農業を行う、農業生産法人以外の法人
- ・当該法人に農地の貸付けを行う、農地の所在市町村及び農地所在地を事業範囲とする農地保有合理化法人（以下「貸付主体」という。）

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4．特定事業の内容

（1）事業が行われる区域

青森市、弘前市、黒石市、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町の農業振興地域内の農地

（2）事業に関与する主体、事業により実現される行為等

農業生産法人以外の法人は、青森県及び貸付主体と協定を締結するとともに、管轄の農業委員会又は青森県知事の許可を受けて、貸付主体から借受けた（1）の農地において、農業を行う。

貸付主体は、当該法人が農業を行うことを予定する農地の取得等を行う。

5．当該規制の特例措置の内容

- （1）特区内の農業をめぐるのは、近年、担い手の高齢化、就農者の減少、農産物の輸入増加や価格低迷による生産の減退等から、遊休農地や今後遊休化するおそれが高い農地、利用状態が粗放な農地等が増加している。具体的には、当該区域の農地については、別添3のとおり、耕作放棄地及び不作付地の面積が全国平均を超えるか、又は最近5年間でその面積が倍以上のペースで増加しており、農業就業人口の高齢化率が4割と高水準にあることを踏まえれば、今後も遊休化が進むものと考えられる。また、当該区域の転作田等の利用状況についても、単収が全国平均及び青森県平均を下回っており、効率的な利用がなされているといえないことから、「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度存在する」と判断される。
- （2）一方、当該区域の食品製造業者等の法人の中には、農業経営に参入して新たな事業の展開（食品製造・販売業者が原料となる農産物の生産段階まで事業化する等）を志向するニーズがみられるところである。
- （3）このため、民間事業者や第3セクター等多様な法人の農業参入を可能とすることにより、民間活力をもって農地の保全・有効利用を図るとともに、これら民間事業者等の有するノウハウを生かしたアグリビジネスの展開を推進する。

(別添3)

耕作放棄地等と農業就業人口の状況

(ha、人、%)

区分	経営耕地面積 - 総農家 -		耕作放棄地面積 - 総農家 -		不作付地 - 販売農家 - (過去1年間作付け なしの田畑)		(耕作放棄地 + 不作付地) の面積率	(耕作放棄地 + 不作付地) の増加率	農業就業人口 - 販売農家 -	65才以上農業 就業人口 - 販売農家 -	農業就業人口 に占める65才 以上の割合
	H7	H12	H7	H12	H7	H12	H12	H7 H12	H12	H12	H12
全国	4,120,279	3,883,943	161,771	210,019	156,486	277,897	11.9	134.8	3,891,225	2,057,520	52.9
青森県	124,964	119,483	4,572	7,137	4,536	8,238	12.1	168.8	109,550	46,536	42.5
青森市	4,242	3,788	181	281	231	300	14.3	141.0	3,800	1,940	51.1
弘前市	9,452	9,033	139	289	79	273	6.0	257.8	13,872	5,136	37.0
黒石市	3,418	3,263	64	231	107	172	11.5	235.7	4,046	1,750	43.3
五所川原市	5,398	5,275	36	126	73	237	6.7	333.0	4,311	1,757	40.8
鱒ヶ沢町	2,277	2,048	95	208	141	168	16.7	159.3	1,717	805	46.9
深浦町	691	695	53	69	32	91	20.9	188.2	671	355	52.9
岩木町	2,457	2,349	29	65	19	56	5.0	252.1	3,010	1,227	40.8
藤崎町	1,376	1,364	9	17	14	80	7.0	421.7	1,895	715	37.7
大鰐町	1,247	1,036	83	154	7	6	13.4	177.8	1,667	713	42.8
浪岡町	2,833	2,635	67	134	42	86	7.9	201.8	3,155	1,363	42.9
平賀町	3,268	3,085	58	106	50	171	8.7	256.5	4,129	1,724	41.8
常盤村	1,147	1,126	13	20	39	138	13.8	303.8	1,025	532	51.9
田舎館村	1,488	1,420	25	35	57	169	14.0	248.8	1,610	740	46.0
碓ヶ関村	265	245	31	29	5	17	16.8	127.8	342	148	43.3
板柳町	2,845	2,739	19	44	16	156	7.2	571.4	3,800	1,362	35.6
中里町	3,342	3,291	47	35	77	86	3.6	97.6	1,703	654	38.4
鶴田町	2,732	2,689	13	71	20	161	8.4	703.0	3,161	1,127	35.7
特区計	48,486	46,081	962	1,914	1,009	2,367	8.9	217.2	53,914	22,028	40.9

(農業センサス)

主要な土地利用型作物の生産状況

(ha、kg/10a、%)

区分	作 目 別												総 合	
	麦 類 ()		かんしょ ()		雑穀 ()		豆 類 ()		飼料作物 ()		肥料作物 ()		面積 合計	総合生 産指数
	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収		
全国	297,300	376(100)	43,400	2,470(100)	38,400	75(100)	191,800	195(100)	905,000	4,114(100)	121,000	0	1,596,900	1.00
青森県	3,070	240(64)	4	1,300(53)	2,700	27(36)	5,200	170(87)	23,950	4,062(99)	6,150	0	41,074	0.82
青森市	53	190(51)	-	-	201	28(37)	24	138(71)	654	3,518(86)	86	0	1,018	0.72
弘前市	63	243(65)	-	-	3	18(24)	80	173(89)	167	3,545(86)	57	0	370	0.75
黒石市	54	159(42)	-	-	3	17(23)	57	140(72)	104	2,798(68)	0	0	218	0.68
五所川原市	386	242(64)	-	-	300	9(12)	76	184(94)	256	2,867(70)	184	0	1,202	0.48
鱒ヶ沢町	67	226(60)	1	1,230(50)	177	9(12)	155	166(85)	57	3,228(78)	201	0	668	0.39
深浦町	84	253(67)	1	1,360(55)	6	9(12)	68	160(82)	154	2,727(66)	0	0	313	0.74
岩木町	-	-	-	-	-	-	18	144(74)	106	3,274(80)	0	0	124	0.85
藤崎町	-	-	-	-	1	149(199)	63	244(125)	0	-	55	0	119	0.74
大鰐町	-	-	-	-	-	-	12	133(68)	0	0	0	0	12	0.72
浪岡町	3	55(15)	-	-	108	6(8)	27	148(76)	0	0	137	0	275	0.12
平賀町	2	-	-	-	1	14(19)	64	185(95)	128	2,906(71)	8	0	203	0.81
常盤村	-	-	-	-	0	13(17)	31	200(103)	0	-	126	0	157	0.22
田舎館村	1	160(43)	-	-	0	11(15)	62	239(123)	0	-	17	0	80	1.04
碓ヶ関村	-	-	-	-	-	-	4	125(64)	0	-	0	0	4	0.69
板柳町	1	227(60)	-	-	-	-	108	199(102)	0	-	2	0	111	1.08
中里町	2	202(54)	0	1,230(50)	144	8(11)	305	181(93)	7	2,829(69)	283	0	741	0.45
鶴田町	10	222(59)	-	-	113	8(11)	116	211(108)	0	-	110	0	349	0.45
特区計	726	-	2	-	1,057	-	1,270	-	1,633	-	1,266	0	5,954	0.58

注) 1 総合生産指数の計算方法:

(農作物統計)

$$\{ (\text{面積} \times \text{割合}) \div \text{面積合計} \} \div \text{補正係数} \{ (\text{全国面積合計} - \text{全国肥料作物面積}) \div \text{全国面積合計} \}$$

2 豆類の単収は大豆と小豆の加重平均、飼料作物の単収はとうもろこしと牧草の加重平均。

3 肥料作物については、基本的に土壌にすき込むことから、単収をゼロとした。

別紙（特定事業番号：1002）

1．特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（1002）

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・特区のうち青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鯨ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、常盤村及び田舎館村の農業振興地域内の農地で市民農園を開設する、地方公共団体及び農業協同組合以外の者
- ・当該市民農園開設者に農地の貸付けを行う、農地の所在市町村及び農地所在地を事業範囲とする農地保有合理化法人（以下「貸付主体」という。）

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4．特定事業の内容

（1）事業が行われる区域

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、鯨ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、浪岡町、常盤村及び田舎館村の農業振興地域内の農地

（2）事業に関与する主体、事業により実現される行為等

（1）の農地の所有者（農業者又は農業生産法人）は、青森県と協定を締結するとともに、管轄の農業委員会の承認を受けて、当該農地において、市民農園を開設する。

農地非所有者は、青森県及び貸付主体と協定を締結するとともに、管轄の農業委員会の承認を受けて、貸付主体から借受けた（1）の農地において、市民農園を開設する。

貸付主体は、当該農地非所有者が市民農園の開設を予定する農地の取得等を行う。

5．当該規制の特例措置の内容

（1）特区内の農業をめぐっては、近年、担い手の高齢化、就農者の減少、農産物の輸入増加や価格低迷による生産の減退等から、遊休農地や今後遊休化するおそれが高い農地、利用状態が粗放な農地等が増加している。具体的には、当該区域の農地については、別添4のとおり、耕作放棄地及び不作付地の面積が全国平均を超えるか、又は最近5年間でその面積が倍以上のペースで増加しており、農業就業人口の高齢化率が4割と高水準にあることを踏まえれば、今後も遊休化が進むものと考えられる。また、当該区域の転作田等の利用状況についても、単収が全国平均及び青森県平均を下回っており、効率的な利用がなされているといえないことから、「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度存在する」と判断される。

（2）一方、当該区域の農業者等の中には、健康づくりや子供の情操かん養のために農

的暮らしを求めるニーズが高まっていることを踏まえ、市民農園を開設して新たな事業の展開を志向するニーズがみられるところである。また、別添5のとおり、当該区域内には現在市民農園が少ない（法に基づくものは3カ所）こともあり、農作業をやってみたいという住民のニーズに応え切れていない。

- (3) このため、地方公共団体や農協だけでなく農業者等による市民農園の開設を可能とすることにより、民間活力をもって農地の保全・有効利用を図るとともに、都市住民等に対するやすらぎの機会の提供、都市農村交流による農村の活性化を図る。

(別添4)

耕作放棄地等と農業就業人口の状況

(ha、人、%)

区分	経営耕地面積 - 総農家 -		耕作放棄地面積 - 総農家 -		不作付地 - 販売農家 - (過去1年間作付け なしの田畑)		(耕作放棄地 + 不作付地) の面積率	(耕作放棄地 + 不作付地) の増加率	農業就業人口 - 販売農家 -	65才以上農業 就業人口 - 販売農家 -	農業就業人口 に占める65才 以上の割合
	H7	H12	H7	H12	H7	H12	H12	H7 H12	H12	H12	H12
全国	4,120,279	3,883,943	161,771	210,019	156,486	277,897	11.9	134.8	3,891,225	2,057,520	52.9
青森県	124,964	119,483	4,572	7,137	4,536	8,238	12.1	168.8	109,550	46,536	42.5
青森市	4,242	3,788	181	281	231	300	14.3	141.0	3,800	1,940	51.1
弘前市	9,452	9,033	139	289	79	273	6.0	257.8	13,872	5,136	37.0
黒石市	3,418	3,263	64	231	107	172	11.5	235.7	4,046	1,750	43.3
五所川原市	5,398	5,275	36	126	73	237	6.7	333.0	4,311	1,757	40.8
鱒ヶ沢町	2,277	2,048	95	208	141	168	16.7	159.3	1,717	805	46.9
深浦町	691	695	53	69	32	91	20.9	188.2	671	355	52.9
岩木町	2,457	2,349	29	65	19	56	5.0	252.1	3,010	1,227	40.8
藤崎町	1,376	1,364	9	17	14	80	7.0	421.7	1,895	715	37.7
大鰐町	1,247	1,036	83	154	7	6	13.4	177.8	1,667	713	42.8
浪岡町	2,833	2,635	67	134	42	86	7.9	201.8	3,155	1,363	42.9
平賀町	3,268	3,085	58	106	50	171	8.7	256.5	4,129	1,724	41.8
常盤村	1,147	1,126	13	20	39	138	13.8	303.8	1,025	532	51.9
田舎館村	1,488	1,420	25	35	57	169	14.0	248.8	1,610	740	46.0
碓ヶ関村	265	245	31	29	5	17	16.8	127.8	342	148	43.3
板柳町	2,845	2,739	19	44	16	156	7.2	571.4	3,800	1,362	35.6
中里町	3,342	3,291	47	35	77	86	3.6	97.6	1,703	654	38.4
鶴田町	2,732	2,689	13	71	20	161	8.4	703.0	3,161	1,127	35.7
特区計	48,486	46,081	962	1,914	1,009	2,367	8.9	217.2	53,914	22,028	40.9

(農業センサス)

主要な土地利用型作物の生産状況

(ha、kg/10a、%)

区分	作 目 別												総 合	
	麦 類 ()		かんしょ ()		雑穀 ()		豆 類 ()		飼料作物 ()		肥料作物 ()		面積 合計	総合生 産指数
	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収		
全国	297,300	376(100)	43,400	2,470(100)	38,400	75(100)	191,800	195(100)	905,000	4,114(100)	121,000	0	1,596,900	1.00
青森県	3,070	240(64)	4	1,300(53)	2,700	27(36)	5,200	170(87)	23,950	4,062(99)	6,150	0	41,074	0.82
青森市	53	190(51)	-	-	201	28(37)	24	138(71)	654	3,518(86)	86	0	1,018	0.72
弘前市	63	243(65)	-	-	3	18(24)	80	173(89)	167	3,545(86)	57	0	370	0.75
黒石市	54	159(42)	-	-	3	17(23)	57	140(72)	104	2,798(68)	0	0	218	0.68
五所川原市	386	242(64)	-	-	300	9(12)	76	184(94)	256	2,867(70)	184	0	1,202	0.48
鱒ヶ沢町	67	226(60)	1	1,230(50)	177	9(12)	155	166(85)	57	3,228(78)	201	0	668	0.39
深浦町	84	253(67)	1	1,360(55)	6	9(12)	68	160(82)	154	2,727(66)	0	0	313	0.74
岩木町	-	-	-	-	-	-	18	144(74)	106	3,274(80)	0	0	124	0.85
藤崎町	-	-	-	-	1	149(199)	63	244(125)	0	-	55	0	119	0.74
大鰐町	-	-	-	-	-	-	12	133(68)	0	0	0	0	12	0.72
浪岡町	3	55(15)	-	-	108	6(8)	27	148(76)	0	0	137	0	275	0.12
平賀町	2	-	-	-	1	14(19)	64	185(95)	128	2,906(71)	8	0	203	0.81
常盤村	-	-	-	-	0	13(17)	31	200(103)	0	-	126	0	157	0.22
田舎館村	1	160(43)	-	-	0	11(15)	62	239(123)	0	-	17	0	80	1.04
碓ヶ関村	-	-	-	-	-	-	4	125(64)	0	-	0	0	4	0.69
板柳町	1	227(60)	-	-	-	-	108	199(102)	0	-	2	0	111	1.08
中里町	2	202(54)	0	1,230(50)	144	8(11)	305	181(93)	7	2,829(69)	283	0	741	0.45
鶴田町	10	222(59)	-	-	113	8(11)	116	211(108)	0	-	110	0	349	0.45
特区計	726	-	2	-	1,057	-	1,270	-	1,633	-	1,266	0	5,954	0.59

注) 1 総合生産指数の計算方法:

(農作物統計)

$$\{ (\text{面積} \times \text{割合}) \div \text{面積合計} \} \div \text{補正係数} \{ (\text{全国面積合計} - \text{全国肥料作物面積}) \div \text{全国面積合計} \}$$

2 豆類の単収は大豆と小豆の加重平均、飼料作物の単収はとうもろこしと牧草の加重平均。

3 肥料作物については、基本的に土壌にすき込むことから、単収をゼロとした。

区域内における市民農園の開設状況(3か所)

市町村名	市民農園名	開設主体名	面積 (m ²)	区画数	応募者数(競争倍率)	
					(人)	(倍)
					H13	H14
青森市	造道農園	青森市	3,200	87	193 (2.2)	186 (2.1)
	大野農園	"	3,000	85	185 (2.2)	180 (2.1)
	原別農園	"	4,000	95 (H13は90)	132 (1.5)	132 (1.4)

別紙（特定事業番号：1006）

1．特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（1006）

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区のうち深浦町、岩木町及び碓ヶ関村の農地の権利を取得する者

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の変更認定の日

4．特定事業の内容

（1）事業が行われる区域

深浦町、岩木町及び碓ヶ関村の農地

（2）事業に関与する主体、事業により実現される行為等

青森県知事は、農地の権利取得後の下限面積要件について、法令で定める別段の面積の設定基準にかかわらず、次のとおり定める。

深浦町及び岩木町：現状50アール 計画10アール、

碓ヶ関村：現状50アール 計画30アール（農地取得予定者、碓ヶ関村及同村農業委員会において協議の結果、極端な変化を望まず、妥当なものとして合意した基準）

農地の権利を取得しようとする者は、管轄の農業委員会又は青森県知事の許可を受けて、（1）の農地において、農業を行う。

5．当該規制の特例措置の内容

（1）特区内の農業をめぐるは、近年、担い手の高齢化、就農者の減少、農産物の輸入増加や価格低迷による生産の減退等から、遊休農地や今後遊休化するおそれが高い農地、利用状態が粗放な農地等が増加している。具体的には、当該区域の農地については、別添6のとおり、耕作放棄地及び不作付地の面積が全国平均を超えるか、又は最近5年間でその面積が倍以上のペースで増加しており、農業就業人口の高齢者率が4割と高水準にあることを踏まえれば、今後も遊休化が進むものと考えられる。また、当該区域の転作田等の利用状況についても、単収が全国平均及を下回っており、効率的な利用がなされているといえないことから、「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度存在する」と判断される。

（2）また、当該区域では、50アール未満の農地を経営している農家の割合が県平均を超えるか、又は最近5年間でその割合の減少の度合いが県平均に比べ小さいことに加え、農業就業者人口に占める認定農業者の割合が全国平均を下回っているか、又は最近3年間で認定農業者の増加率が県平均を下回っていることから、農地の規模拡大意欲が低いと考えられる。

（3）これらを総合的に勘案すれば、本特例措置を実施しても、「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じない」と判断されることから、地域の実情に応じ

た下限面積を設定し、新規就農者等の受け入れを促進することにより、農地の保全・有効活用を図るとともに、都市と農村交流の拡大や、生きがい・健康づくりのための農的暮らしの実現を通じて、農村の活性化を図る。この結果、平成18年度末までに18名程度の者が新たに就農するものと見込まれる。

(別添6)

耕作放棄地等と農業就業人口の状況

(ha、人、%)

区分	経営耕地面積 - 総農家 -		耕作放棄地面積 - 総農家 -		不作付地 - 販売農家 - (過去1年間作付け なしの田畑)		(耕作放棄地 + 不作付地) の面積率	(耕作放棄地 + 不作付地) の増加率	農業就業人口 - 販売農家 -	65才以上農業 就業人口 - 販売農家 -	農業就業人口 に占める65才 以上の割合
	H7	H12	H7	H12	H7	H12	H12	H7 H12	H12	H12	H12
全国	4,120,279	3,883,943	161,771	210,019	156,486	277,897	11.9	134.8	3,891,225	2,057,520	52.9
青森県	124,964	119,483	4,572	7,137	4,536	8,238	12.1	168.8	109,550	46,536	42.5
青森市	4,242	3,788	181	281	231	300	14.3	141.0	3,800	1,940	51.1
弘前市	9,452	9,033	139	289	79	273	6.0	257.8	13,872	5,136	37.0
黒石市	3,418	3,263	64	231	107	172	11.5	235.7	4,046	1,750	43.3
五所川原市	5,398	5,275	36	126	73	237	6.7	333.0	4,311	1,757	40.8
鱒ヶ沢町	2,277	2,048	95	208	141	168	16.7	159.3	1,717	805	46.9
深浦町	691	695	53	69	32	91	20.9	188.2	671	355	52.9
岩木町	2,457	2,349	29	65	19	56	5.0	252.1	3,010	1,227	40.8
藤崎町	1,376	1,364	9	17	14	80	7.0	421.7	1,895	715	37.7
大鰐町	1,247	1,036	83	154	7	6	13.4	177.8	1,667	713	42.8
浪岡町	2,833	2,635	67	134	42	86	7.9	201.8	3,155	1,363	42.9
平賀町	3,268	3,085	58	106	50	171	8.7	256.5	4,129	1,724	41.8
常盤村	1,147	1,126	13	20	39	138	13.8	303.8	1,025	532	51.9
田舎館村	1,488	1,420	25	35	57	169	14.0	248.8	1,610	740	46.0
碓ヶ関村	265	245	31	29	5	17	16.8	127.8	342	148	43.3
板柳町	2,845	2,739	19	44	16	156	7.2	571.4	3,800	1,362	35.6
中里町	3,342	3,291	47	35	77	86	3.6	97.6	1,703	654	38.4
鶴田町	2,732	2,689	13	71	20	161	8.4	703.0	3,161	1,127	35.7
特区計	48,486	46,081	962	1,914	1,009	2,367	8.9	217.2	53,914	22,028	40.9

(農業センサス)

主要な土地利用型作物の生産状況

(ha、kg/10a、%)

区分	作 目 別												総 合	
	麦 類 ()		かんしょ ()		雑穀 ()		豆 類 ()		飼料作物 ()		肥料作物 ()		面積 合計	総合生 産指数
	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収(割合)	面積	単収		
全国	297,300	376(100)	43,400	2,470(100)	38,400	75(100)	191,800	195(100)	905,000	4,114(100)	121,000	0	1,596,900	1.00
青森県	3,070	240(64)	4	1,300(53)	2,700	27(36)	5,200	170(87)	23,950	4,062(99)	6,150	0	41,074	0.82
青森市	53	190(51)	-	-	201	28(37)	24	138(71)	654	3,518(86)	86	0	1,018	0.72
弘前市	63	243(65)	-	-	3	18(24)	80	173(89)	167	3,545(86)	57	0	370	0.75
黒石市	54	159(42)	-	-	3	17(23)	57	140(72)	104	2,798(68)	0	0	218	0.68
五所川原市	386	242(64)	-	-	300	9(12)	76	184(94)	256	2,867(70)	184	0	1,202	0.48
鱒ヶ沢町	67	226(60)	1	1,230(50)	177	9(12)	155	166(85)	57	3,228(78)	201	0	668	0.39
深浦町	84	253(67)	1	1,360(55)	6	9(12)	68	160(82)	154	2,727(66)	0	0	313	0.74
岩木町	-	-	-	-	-	-	18	144(74)	106	3,274(80)	0	0	124	0.85
藤崎町	-	-	-	-	1	149(199)	63	244(125)	0	-	55	0	119	0.74
大鰐町	-	-	-	-	-	-	12	133(68)	0	0	0	0	12	0.72
浪岡町	3	55(15)	-	-	108	6(8)	27	148(76)	0	0	137	0	275	0.12
平賀町	2	-	-	-	1	14(19)	64	185(95)	128	2,906(71)	8	0	203	0.81
常盤村	-	-	-	-	0	13(17)	31	200(103)	0	-	126	0	157	0.22
田舎館村	1	160(43)	-	-	0	11(15)	62	239(123)	0	-	17	0	80	1.04
碓ヶ関村	-	-	-	-	-	-	4	125(64)	0	-	0	0	4	0.69
板柳町	1	227(60)	-	-	-	-	108	199(102)	0	-	2	0	111	1.08
中里町	2	202(54)	0	1,230(50)	144	8(11)	305	181(93)	7	2,829(69)	283	0	741	0.45
鶴田町	10	222(59)	-	-	113	8(11)	116	211(108)	0	-	110	0	349	0.45
特区計	726	-	2	-	1,057	-	1,270	-	1,633	-	1,266	0	5,954	0.58

注) 1 総合生産指数の計算方法:

(農作物統計)

$$\{ (\text{面積} \times \text{割合}) \div \text{面積合計} \} \div \text{補正係数} \{ (\text{全国面積合計} - \text{全国肥料作物面積}) \div \text{全国面積合計} \}$$

2 豆類の単収は大豆と小豆の加重平均、飼料作物の単収はとうもろこしと牧草の加重平均。

3 肥料作物については、基本的に土壌にすき込むことから、単収をゼロとした。

経営耕地面積規模別農家数

(戸、%)

区 分	総農家数		0.5ha未満農家数		0.5ha未満農家数 の割合	0.5ha未満農家数 の増減率
	H7	H12	H7	H12	H12	H7 H12
青森県	78,592	70,301	20,024	18,132	25.8	90.6
青森市	3,960	3,208	1,541	1,264	39.4	82.0
弘前市	7,800	7,048	1,923	1,675	23.8	87.1
黒石市	2,740	2,517	760	704	28.0	92.6
五所川原市	2,881	2,628	369	391	14.9	106.0
鱒ヶ沢町	1,297	1,152	208	231	20.1	111.4
深浦町	769	708	329	318	44.9	96.7
岩木町	1,625	1,527	358	351	23.0	98.0
藤崎町	1,134	1,083	243	254	23.5	104.9
大鱒町	1,172	1,010	376	354	35.0	94.1
浪岡町	2,011	1,794	415	366	22.1	95.4
平賀町	2,747	2,527	756	727	28.8	96.2
常盤村	802	774	206	217	28.0	105.3
田舎館村	1,250	1,123	379	315	28.0	83.1
碓ヶ関村	255	225	95	73	32.4	76.8
板柳町	2,070	1,926	346	318	16.5	91.9
中里町	1,545	1,422	182	186	13.1	102.2
鶴田町	1,734	1,612	261	265	16.4	101.9
特区計	35,792	32,284	8,747	8,039	24.9	91.9

(農業センサス)

認定農業者の状況

(人、%)

区分	農業就業人口	認定農業者数		農業就業人口に占め る認定農業者の割合	認定農業者の 増加率
	-販売農家-	H12	H14	H12	H12 H14
全国計	3,891,225	149,931	171,746	3.90	114.6
青森県	109,550	2,307	3,299	2.10	143.0
青森市	3,800	41	51	1.10	124.4
弘前市	13,872	195	381	1.40	195.4
黒石市	4,046	78	89	1.90	114.1
五所川原市	4,311	101	136	2.30	134.7
鱒ヶ沢町	1,717	14	30	0.80	214.3
深浦町	671	5	5	0.70	100.0
岩木町	3,010	101	128	3.40	126.7
藤崎町	1,895	19	34	1.00	178.9
大鱒町	1,667	41	61	2.50	148.8
浪岡町	3,155	33	80	1.00	242.4
平賀町	4,129	28	130	0.70	464.3
常盤村	1,025	48	54	4.70	112.5
田舎館村	1,610	25	39	1.60	156.0
碓ヶ関村	342	7	17	2.00	242.9
板柳町	3,800	17	69	0.40	405.9
中里町	1,703	109	80	6.40	73.4
鶴田町	3,161	29	53	0.90	182.8
特区計	53,914	891	1,437	1.70	161.3

注) 1 農業就業人口は、農業センサスより。

2 認定農業者数は、年度末現在の青森県調べより。